

10 廃棄物の減量化を進めましょう

環境配慮行動

1) 製造工程，建築施工での減量化を進めます

計画的な工程管理などにより原材料の適正仕入れなどを進めます。

廃棄物が発生しないように原材料の梱包方法や製造工程，建築作業の見直しに取り組みます。

製造工程から発生した動植物性残さや廃液などを有効利用するため，設備の設置や再利用のルート開拓に取り組みます。

木材やコンクリート塊，汚泥，残土などの建設副産物の削減や再利用，分別，リサイクルに取り組みます。

関連する主な法律

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

事業者には，ごみの発生抑制やリサイクルを促進するために，製品の再資源化(リサイクル)やごみの発生を抑制すること(リデュース)，部品を再利用すること(リユース)が義務付けられています。

法律のポイント

- ・製品の省資源化，長寿命化などによる廃棄物の発生抑制（リデュース）を導入
- ・部品などの再利用（リユース）対策を導入
- ・副産物の発生抑制対策とリサイクル対策に，事業者自身が計画的に取り組むことを義務付け
- ・事業者に製品の回収・リサイクルを義務付け など

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

排出量が一定量以上の食品製造・販売事業者，レストランなどには，食品残さの発生抑制やリサイクルが義務付けられます。（平成 13 年 4 月 1 日施行）

法律のポイント

- ・食品残さの発生抑制やリサイクルなどについて，食品の製造・販売業者やレストランなどの食品関連事業者の取り組みに係る判断基準を国が策定
- ・食品関連業者は，判断基準に従い，リサイクルなどを推進
- ・再生利用事業者などへの登録制度を設け，肥料化，飼料化などを促進 など

環境配慮行動

2) 建設廃材などの埋立処分や焼却処分の減量化を進めます

建物の解体による木くず、廃コンクリートなどは、現場で分別し、再生利用します。
 食堂などからの食べ残しなどの食品廃棄物は、堆肥などに再生利用します。
 店舗、事務所などからのごみは、分別し、資源ごみを再生利用します。

関連する主な法律

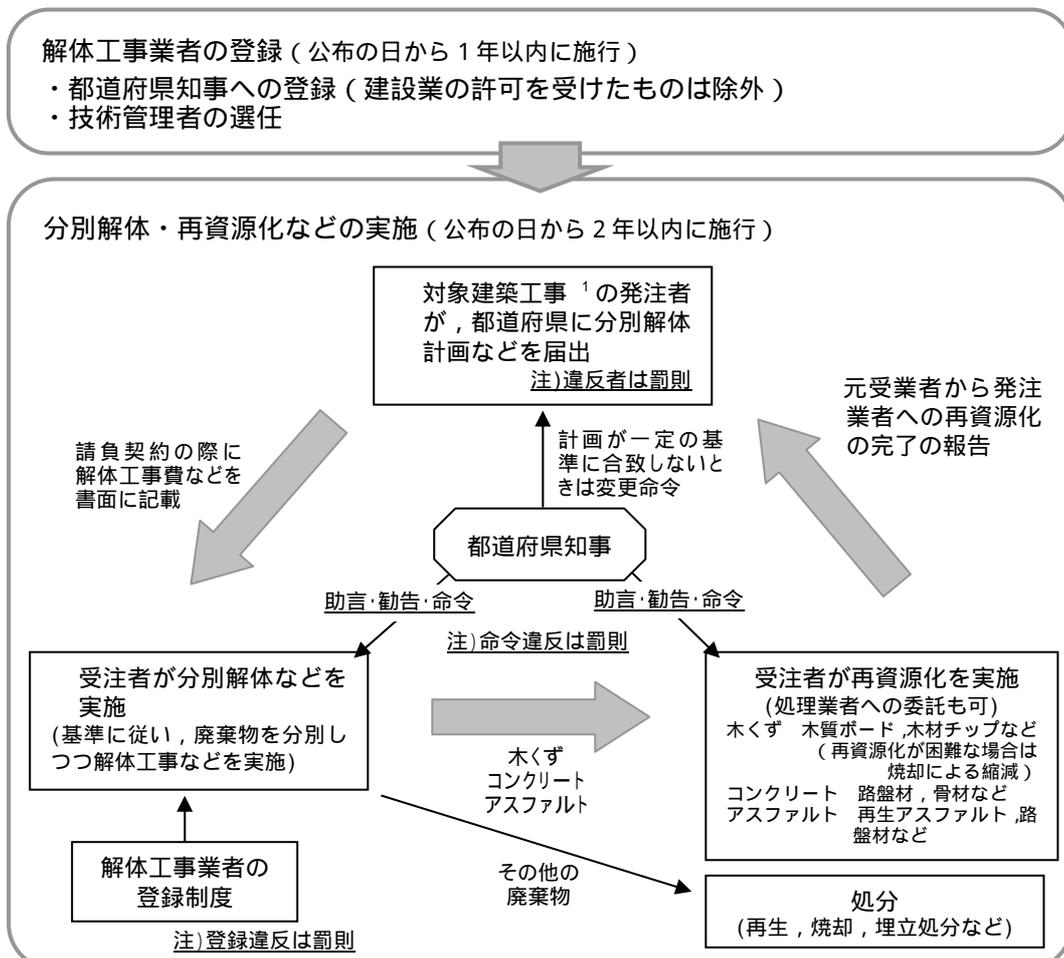
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設資材リサイクル法）

発注者や受注者には、建設資材（木材、コンクリート、アスファルト）の分別解体や再資源化が義務付けられます。（平成 12 年 5 月 31 日公布）

法律のポイント

- ・ 建築物の解体工事などの発注者に、都道府県知事への届出を義務付け
- ・ 建築物の解体工事などの受注者に、次のことを義務付け
 特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）の分別解体など
 特定建設資材の再資源化など
- ・ 解体工事などの受注者に対する都道府県知事による助言、勧告、命令
- ・ 解体工事業者の都道府県知事への登録 など

[建設資材リサイクル法による工事などの流れ]



1 特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)を用いた建築物などの解体・新築工事などで、その規模が一定基準以上のもの

環境配慮行動

3) 長期使用・リサイクルに配慮した製品を製造します (情報)

長期使用に配慮した製品づくりを進めます。

修理が容易な製品づくりを進めます。

製品の修理や回収に関して、社内体制を整え、小売店との連携も深めます。

原材料への再生資源の使用を進めます。

廃棄の際に適正な処理が可能な製品づくりを進めます。

製品などの廃棄時における配慮事項など、説明書などにより適切な情報を提供します。

【情報】製品を製造する際の工夫事例



「簡易分解設計」

コインなどによって簡単に座や背の交換が行え、リサイクル時・廃棄時にも各素材ごとに分解できます。



《環境負荷低減への効果》

リサイクル性を向上することによる環境負荷低減

ロングライフ化(部品交換,メンテナンス性の良い構造による長期使用)を促進することによる環境負荷低減

廃棄時に安全性の高い素材の使用による環境負荷低減

製造時・使用時における有害物質の規制による環境負荷低減

再生素材の使用による環境負荷低減

チェックしよう!

設計時の製品評価(事前評価)

リサイクル可能な材料を使用しているか(材料の工夫)

分解や回収,運搬が容易か(構造の工夫)

材質の表示など分別が容易か(分別の工夫)

廃棄処理されたとき,使用材料は無害か(処理に伴う安全性の確保)

事前評価結果などの情報提供

関連する主な法律

特定家庭用機器再生商品化法（家電リサイクル法）

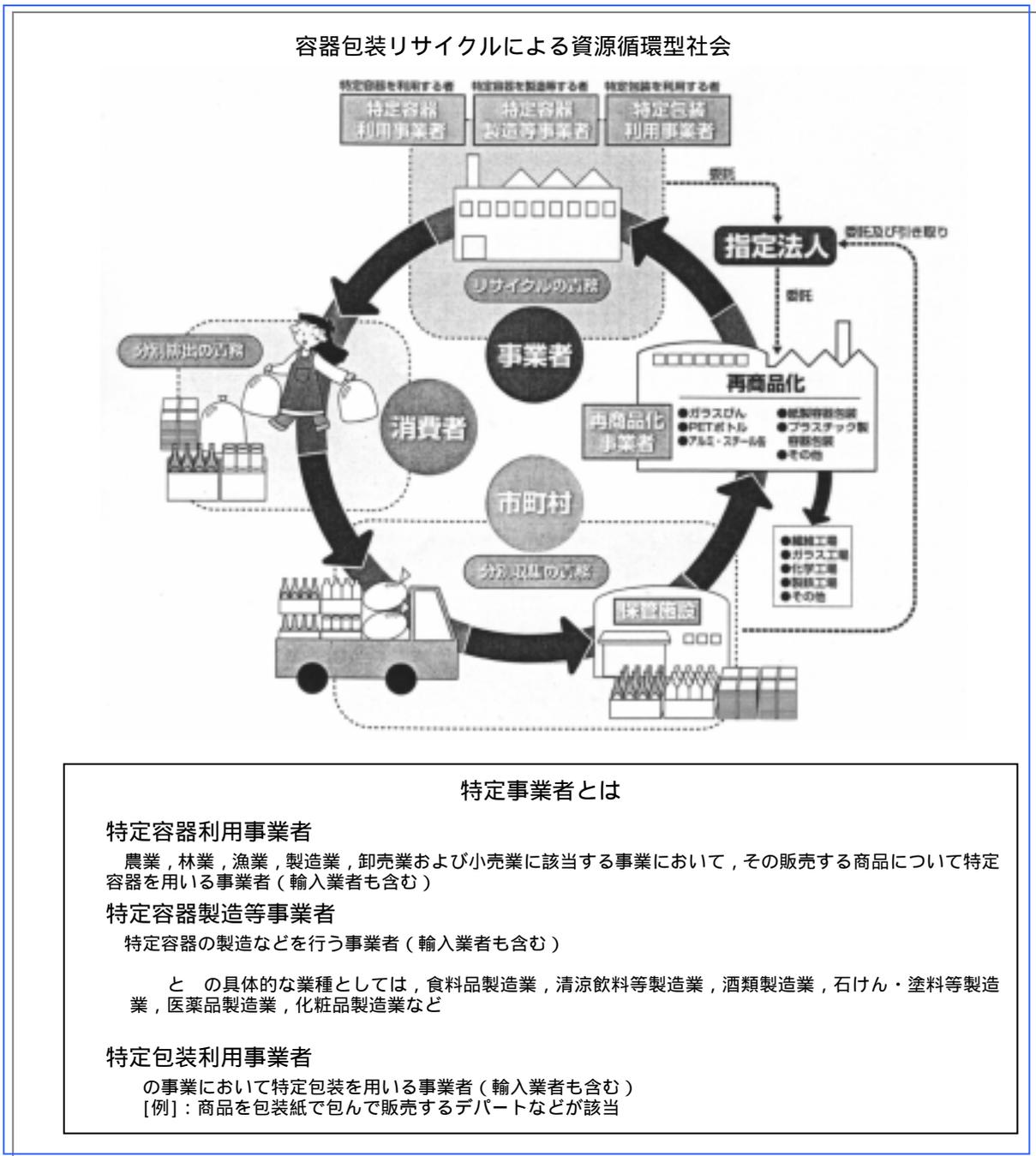
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目を対象として、製造・輸入業者には製品回収と再商品化の義務や消費者が廃棄する際に必要な費用の一部を負担することとなります。（平成13年4月1日施行）

法律のポイント

- ・消費者がリサイクル費用を負担
- ・廃家電を小売店が消費者より引き取り
- ・製造業者などによる再商品化 など

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）

容器包装を利用した中身メーカーや容器包装を生産し、販売した容器包装メーカーなどの事業者による再商品化*（リサイクル）が義務付けられています。



* 解説

【再商品化（リサイクル）の義務】事業者が自主回収するか、あるいは指定法人（日本容器包装リサイクル協会）に委託して、再商品化しなければなりません。

環境配慮行動

4) 環境への負荷に配慮した販売やサービスを提供します

簡易包装や量り売り，ばら売りを推進し，包装紙や容器の削減に取り組みます。

詰め替え式やリターナブル容器の製品の販売促進に取り組みます。

環境に配慮した商品やエコマーク製品などを販売します。

販売やサービスの提供にあたっては，消費者の環境配慮に関する意向を考慮します。

(情報)

【情報】グリーン購入のための買い物ガイド

民間団体によるグリーンコンシューマー全国ネットワークが，製品・サービスの中から，環境負荷のできるだけ少ないものを優先的に購入することで，環境保全型製品の市場形成と普及を進めるため，買い物ガイドを示しています。事業者にもこれらの意向に合わせたモノづくりなどが求められています。

グリーンコンシューマー10原則

必要なものを必要なだけ買う。

使い捨て商品ではなく，長く使えるものを選ぶ。

包装はないものを最優先し，次に最小限のものを，容器は再使用できるものを選ぶ。

つくるとき，使うとき，捨てるとき，資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ。

化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ。

自然と生物多様性を損なわないものを選ぶ。

近くで生産・製造されたものを選ぶ。

つくる人に公正な分配が保証されるものを選ぶ。

リサイクルされたもの，リサイクルシステムのあるものを選ぶ。

環境問題に熱心に取り組み，環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ。

資料：平成12年版環境白書(グリーンコンシューマー全国ネットワーク「グリーンコンシューマーになる買い物ガイド」)

関連する主な法律

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)

国や地方自治体が率先して再生品などの調達を推進することが規定されています。

法律のポイント

- ・再生品などの環境にやさしい物品(環境物品)の調達を，調達方針に基づき，国や地方自治体が率先して推進
- ・グリーン購入に役立つ情報の提供を推進 など